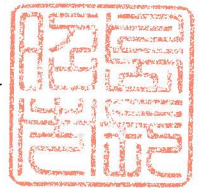


市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8年 8月18日

昭島市長 臼 井 伸 介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道昭島6号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場 所 都市整備部管理課
期 間 令和 8年 8月18日から令和 8年 9月 1日まで

市道路線供用開始位置図

<市道昭島6号>

供用開始前の表示

起点 中神町1371番
終点 福島町1028番
延長 2744.72メートル
幅員 3.64～61.46メートル

供用開始後の表示

起点 中神町1371番
終点 福島町1028番
延長 2744.72メートル
幅員 3.64～61.46メートル

供用開始する区間の表示

起点 中神町1375番
終点 中神町1377番
延長 19.81メートル
幅員 4.58メートル

